

魚沼市地球温暖化対策実行計画

1. 計画策定の背景

魚沼市の動向と計画改訂の趣旨

魚沼市では、本市の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減等の措置に関する「地方公共団体実行計画」として「魚沼市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)~第3次魚沼市環境配慮実践プラン~」を 策定し、市役所の率先取組を掲げ、温室効果ガス削減を進めてきました。

国が2021(令和3)年10月22日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」では「2030(令和12)年度において、温室効果ガスを2013(平成25)年度から46%削減することを目指す。」としたことから、魚沼市においても国に即した取組を実施していくことを前提に、第3次計画の温室効果ガス削減目標の見直しを行います。

2. 基本的事項

目的

魚沼市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)は、本市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

対象とする範囲及び温室効果ガス排出量の算定方法

本市の全ての事務・事業を対象としますが、外部委託(指定管理者制度を除く。)を実施している組織・施設のほか、防犯灯など節電等の対策を行うことで市民生活に支障を与えることが予測される施設や、消雪施設については対象外とします。また、算定対象とする温室効果ガスについては下表の4種類を対象とします。温室効果ガス排出量の算定方法については、環境省が策定した「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」に基づいて温室効果ガス排出量を算定します。

表 対象温室効果ガス

区分	種類	主な発生源
対象	二酸化炭素(CO ₂)	電気・燃料の使用、プラスチックごみの焼却等
	メタン(CH4)	一般廃棄物の焼却、下水処理、し尿処理、公用車の使用等
	一酸化二窒素(N₂O)	一般廃棄物の焼却、下水処理、公用車の使用等
	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンからの漏洩等

計画期間及び基準年度

2021(令和3)年度から2030(令和12)年度末までを計画期間とし、計画内容は社会情勢等を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、「魚沼市地球温暖化対策実行計画(事務事業編~第2次魚沼市環境配慮実践プラン~)」の後継計画であり、区域施策編との連動をはじめ、魚沼市環境基本条例や第2次魚沼市環境基本計画等の関連する様々な法令や計画との連携を図ります。

本計画の位置づけを右図に示します。



図 本計画の位置づけ

3. 温室効果ガスの排出状況

事務事業編

施設からの温室効果ガス排出状況

本市の施設からの温室効果ガス排出量を見ると、電気の使用が約60%を占めています。2018(平成30)年~2019(令和元)年度にかけて市内小中学校の普通教室に冷房設備を導入したことや、今後も猛暑日の増加による公共施設での冷房運転が増えることが想定され、エネルギー使用量の増加が予想されます。

そのため、職員による各施設での省エネ行動への取組を継続するとともに、高効率な冷暖房設備への更新や照明の LED 化等による電気の使用の削減を計画的に行っていく必要があります。

16,391 16,693 約60% 15,000 13,990 13,990 13,609 13,990 13,609 13,990 13,609 13,990 13,609 13,990 13,609 13,990 13,609 13,990 13,609 13,990 13,609 13,990 13,609 13,990 13,609 13,990 13,609 13,609 13,990 13,609 13,990 13,609 13,990 13,609 13,990 13,609 13,609 13,990 13,609 13,990 13,609 13,609 13,609 13,990 13,990 13

20,000

図 施設からの温室効果ガス排出量

車両からの温室効果ガスの排出状況

車両からの温室効果ガス排出量を見ると、排出傾向は2013(平成25)年度から2022(令和4)年度までに減少の傾向が見られます。減少傾向の主な要因としては、公用車の車両台数の減少が影響していると考えられます。

今後の削減にあたっては、公用車の更新の際に環境に配慮した電動車(EV車、PHV車、PHEV車、HV車)の選択や、エコドライブの徹底、公用車の利用頻度を下げるような業務の見直しを可能な範囲で行うことなどが必要です。

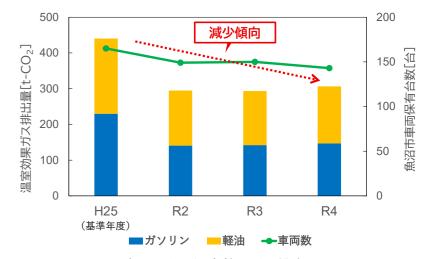


図 車両からの温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量の内訳

温室効果ガス排出量内訳より、本市の温室効果ガスはほとんどが CO_2 (約 98%)であることが分かります。その他のガス($CH_4 \cdot N_2O \cdot HFC$)においては、魚沼市の事務事業において使用される自動車の走行やカーエアコンの使用や、下水の処理等に伴い排出される排出量で、全体に占める割合は非常に低くなっています。

そのため、本市では CO₂ に絞った削減目標の 設定及び取組を行っていきます。

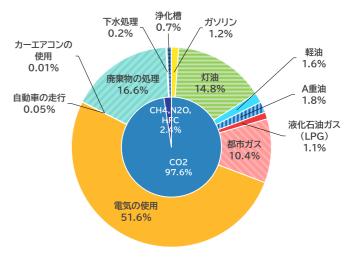


図 温室効果ガス排出量の内訳



魚沼市地球温暖化対策実行計画

事務事業編

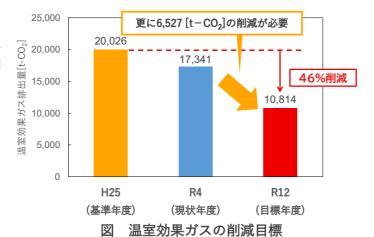
4. 温室効果ガスの排出削減目標

温室効果ガスの削減目標

本計画では、2013(平成25)年度を基準に、2021 (令和3)年度から2030(令和12)年度までの10年間 で温室効果ガス総排出量を46%削減することを目 標として、環境への負荷低減を図ります。

表 温室効果ガスの削減目標

20 mm2333/410 t 1 1 133//30 m 1/31						
項目	基準年度	目標年度				
排出量	20,026[t-CO ₂]	10,814[t-CO ₂]				
削減率	_	46[%]				



《参考》R4 温室効果ガス排出量 魚沼市役所本庁舎 約 407[t-CO2]、市内小中学校 約 50~165[t-CO2]

5. 目標達成に向けた取組

取組の基本方針

目標の達成に向けて、温室効果ガスの排出要因である施設等での電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組んでいくとともに、日常の事務事業においては、全職員が高い意識をもって、省エネ行動を実践していきます。下表に基本方針と具体的な取組内容について整理します。

表 基本方針と具体的な取組内容

方針	内容
運用改善による 排出量の削減	①人口減少社会に即した公共施設管理 ・施設の統廃合・集約化を進め、温室効果ガス排出量の削減を目指します。 ②施設設備等の省エネルギー対策の徹底 ・空調は開庁日の8時30分から17時までを基本的な稼働時間とし、温度設定にあたっては心身への負荷が高まらないよう室内環境に配慮します。 ・冷暖房時は、ロールスクリーン等の利用により、冷暖房効果を高めます。 ・施設の運営上、支障のない照明は消灯します。 ・使用しない電気設備や電気器具のコンセントは抜きます。 ・グリーンカーテンなどの壁面緑化を推進し、夏季の室温上昇を抑制します。 ・その他、管理者の創意工夫によりエネルギー使用量の削減を図ります。 ・市の率先行動として、庁舎で使用する電気、灯油、都市ガスの使用量を前年度比1%以上削減することを目指します。(中間目標:R7までにR4比▲3%)
再生可能エネルギーの 導入	 ①再生可能エネルギーの導入推進 ・公共施設の改修や新築にあたり、魚沼市の特性を活かした再生可能エネルギー設備を積極的に導入する方向で検討を進めます。 ・太陽光発電については、設置可能な公共施設、敷地へ積極的に導入する方向で検討を進めます。また、蓄電池の導入も併せて検討し、エネルギーの効率化を図ります。 ・廃棄物系バイオマス、未利用系バイオマスの利用促進を行っていきます。 ・豊富な森林資源を保全するために、森林整備計画に基づき計画的な間伐や植林を行い、整備過程で発生した間伐材等については、木質バイオマスとして利活用を図ります。 ・公共施設の電力も、再生可能エネルギー由来の電力を積極的に導入・利用を進めます。

方針	内容
設備・機器の 更新による 省エネルギー化	①省エネルギー設備への更新 ・公共施設の改修にあたり、省エネルギー設備の導入(高効率な冷暖房設備やLEDの導入等)を促進します。 ・長期的な使用が見込まれる施設については、計画的にLED照明の導入を進めます。 ・公共施設の新築及び増改築事業については、原則ZEB Ready相当を目指します。 ②公用車のEV化 ・公用車は、可能な範囲で環境に配慮した電動車への転換を推進します。
環境に配慮した契約・ グリーン購入の推進	・物品の購入の際は、環境負荷が少ない物品の購入を行います。 ・委託や工事の発注に際しては環境負荷の低減に配慮した契約の締結に努めます。 ・物品などの長期利用に努めます。 ・製品を購入する際は、包装の簡素化を指示します。
職員が取り組む対策	 ①日常の取組 ・各課の環境配慮実践推進員を通じて、職員への意識啓発に努めます。 ・事務室の不要な照明の消灯、空調の適正な温度設定を心がけます。 ・マイバッグ、マイカップ、マイボトル等の取組を呼びかけます。 ・ペーパーレス化や3R運動の取組の推進によってゴミの減量化を図ります。 ・クールビズ、ウォームビズを推進し、冷暖房の設定温度の抑制に努めます。 ・公用車の運転に際してはエコドライブを実践します。 ・通勤時には「エコ通勤」の取組や、エコドライブを実践します。 ②職員のワークライフバランスの確保 ・計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。 ・Web会議システムの活用から、移動に要する時間・燃料の削減に努めます。 ・事務の見直しによる夜間残業の削減を推進します。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

進捗管理体制と進捗状況の公表

本計画は下表に示す推進体制に基づいて、計画の推進を行います。

また、本計画は PDCA サイクル(Plan(計画) \rightarrow Do(実践) \rightarrow Check(点検) \rightarrow Action(見直し)の 4 段階評価)を繰り返すことで、点検・評価・見直しを行います。

進捗状況については、市のホームページにて毎年公表します。

表 推進体制

34 34211 113					
主体	役割				
環境配慮実践統括責任者 (市長)	・温室効果ガスの排出抑制 ・エネルギー使用量の削減方針・計画策定 ・計画の推進、評価、公表	管			
環境配慮実践推進事務局(管財課、生活環境課)	・計画の運用や見直し ・進捗状況の集計 ・管理等に関する事務	管理·推進			
環境配慮実践推進員 (各課·各施設)	・計画の個別的、具体的な活動の推進・点検 ・エネルギー排出量のまとめ				
全職員	・一人ひとりが主体的に計画の個別的、具体的な活動の取組	実践			